

ヤマハエレクトーンフェスティバルで必要となる楽曲の“著作権手続き”について

■著作権とは？

「著作権」とは知的財産権という権利のひとつで、著作物を利用しようとする人に、著作権者（著作権を有する者）が利用を認めたり（許諾）、禁止したりできる権利です。ヤマハエレクトーンフェスティバル（以下、YEF）でご自身が著作権者である楽曲（自作曲）以外の著作権保護期間中の楽曲を演奏する場合には、著作権者の許諾を得る必要があります。

■必要な著作権手続きは？

YEF で必要となる著作権手続きは「演奏権」と「編曲権（翻案権）」のふたつです。「演奏権」に関しては演奏者ご自身での申請は必要ありません（下記※）。

演奏者の方には、ご自身の演奏する楽曲を原曲とは違う形に編曲すること（例えばオーケストラの曲やバンド編成で演奏されている楽曲をエレクトーン用にアレンジすること）の「編曲許諾申請手続き」を、ご自身の責任で行っていただく必要があります。

（※）著作権保護期間中の楽曲を公の場で演奏する際には「著作権使用料」を支払う必要がありますが、YEF に関しては主催者が一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）等に届け出、支払いを行います。

編曲許諾が必要ない例

- 著作権が消滅している楽曲（パブリック・ドメイン＝PD）を編曲し演奏する場合（下記※）
ただし、編曲された PD 曲を更に編曲し演奏する場合には、その編曲者（音楽出版者）の許諾が必要になります。
※2019年の環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う著作権法の改正により、著作権保護期間が著作者の死後50年から70年に延長されました。ただし、既に著作権が消滅している曲は延長されません。
 - ・2018年12月29日時点でPDの楽曲→PDのまま
 - ・2018年12月30日時点で著作権が消滅していない楽曲→著作者の死後70年まで延長
- ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス、ヤマハ音楽振興会より発行、配信されているエレクトーン楽譜を楽譜どおりに演奏する場合
詳細は後述の「**■ヤマハ関連出版物について**」をご参照ください

先の「編曲許諾が必要ない例」に挙げた楽曲以外は、すべて編曲許諾が必要となります。

曲によっては、著作権者から原曲と違う形に編曲することが許諾されないことや、許諾までに時間がかかる場合があります。YEFの参加申し込みから開催日までに、演奏曲が「編曲が許諾されない楽曲であると判明」したり、「編曲許諾申請の不備が判明」するなど演奏曲としてふさわしくない状況が生じた場合、やむを得ずその時点で参加をご辞退いただくことになります。過去のエレクトーンイベントにおいて編曲許諾申請の不備により参加ができなくなった方もいらっしゃいます。くれぐれもご注意ください。

編曲許諾申請でご注意いただきたいこと

◆編曲許諾申請は演奏者ご自身の責任において行ってください。

- ◆申請から回答を得るまでに数週間から数ヵ月かかる場合があります。また、必ずしも許諾が得られるとは限りません。
- ◆申請手数料、編曲許諾料を求められる場合があります。費用は演奏者ご自身でご負担ください。
- ◆編曲許諾の際に著作権者から指示された使用規定は遵守してください。また、例えば次のような事柄には特にご留意いただき、明示されていない場合は必ずその都度著作権者にご相談ください。

- ・編曲許諾が有効な期間
- ・複数のイベントで演奏する場合
 - ※YEF ソロ演奏部門とアンサンブル演奏部門は別々のイベントと判断される場合もあります
- ・編曲した楽譜の提示、借りた楽譜の返却など
- ・「耳コピーしたものを弾きたい」、「許諾を受けた楽譜を第三者に譲渡したい・譲り受けたい」、「吹奏楽やオーケストラのスコアをエレクトーン用にアレンジしたい」など

「〇〇さんが弾いていた」、「耳コピーできる」、「昨年、許諾を受けた」、
 「昔に調べたら大丈夫だった」、「古そうなので大丈夫と思っていた」
 ——“だから大丈夫”という判断は誤りです。

編曲許諾を受けたことがわかるもの（許諾書、メールテキスト、電話の通話記録など）の提示を著作権者から求められる場合もありますので、ご注意ください。

編曲許諾を得にくい、また難しいと想定される楽曲の例

- ・外国曲で、日本国内に権利者（主に著作権者から管理を委託されている音楽出版者など）が存在しない場合、海外の権利者に直接連絡をとっていただくことになり、時間を要します。
- ・ゲームやテレビコマーシャルの楽曲など、企業が著作権の管理を直接行っている場合、編曲許諾を得にくいことがあります。
- ・音楽出版者などの著作権者が存在しない場合、著作権者ご本人やそのご遺族などに直接連絡をとっていただくこととなりますが、手続きが難しくなる場合が多いです。
- ・メドレーアレンジでの利用や、楽曲の一部を抜粋するような利用は編曲許諾を得られない場合があります。

編曲許諾について、主催者は判断する立場にありません為、お問い合わせには対応できかねます。

編曲許諾申請先、許諾手続きにつきましては、ご自身でお調べいただき申請を行ってください。

■編曲許諾申請はどこにする？

編曲許諾申請は著作権者から管理を委託されている音楽出版者（著作権者／オリジナル・パブリッシャー＝以下 OP）に申請することがほとんどです。外国曲の多くは外国の OP が管理していますが、日本国内にその OP の下請け出版者（サブ・パブリッシャー＝以下 SP）が存在する場合は SP に申請します。

■申請先の調べ方は？

演奏しようとする楽曲の OP または SP は、[日本音楽著作権協会（JASRAC）のホームページにある作品データベース検索「J-WID」](#)等で調べることができます。また JASRAC インフォメーションデスクでも調べてもらえます。JASRAC 作品コードを調べたうえでお問い合わせください。



〈ご注意〉

JASRAC は、編曲を許諾する権利を持っていませんので、「編曲してよいかどうか」の判断はしてくれません。「楽曲を管理している出版者（OP または SP）がどこなのか」ということは教えてくれますので、必ずその楽曲の著作権者（出版者あるいは著作権者）から許諾を得てください。

しばしば「JASRAC から演奏して大丈夫ですと言われました」という声を耳にしますが、これは「“その曲を管理している音楽出版者が編曲を許諾しているなら”、演奏しても大丈夫です」という意味と考えてください。

■OP または SP へ申請する内容は？

J-WID で検索した「JASRAC 作品コード」と「作品名タイトル」（外国曲はできる限り原曲名）を伝え、「エレクトーンでの演奏を目的とした編曲が可能かどうか」を問い合わせてください。「演奏すること」に対しての許諾ではなく、「編曲すること」に関する問い合わせになることを注意してください。

問い合わせ例：御社で管理されている JASRAC 作品コード〇〇〇〇、作品名〇〇〇〇を、エレクトーンで演奏するために編曲したいのですが、編曲が許諾されるかどうかを確認したいです。

*メドレーで演奏する場合や、演奏時間の関係で短くする場合は、その旨も伝えましょう。

その結果……

⇒ **許諾された場合は**、その楽曲を編曲できます。

⇒「**編曲許諾申請手続きが必要**」と言われた場合は、指示に従い所定の手続きを行ってください。

⇒「**編曲は不可**」との結果が出た場合は、その楽曲はエレクトーンでの演奏を目的とした編曲をすることはできません。

***楽譜集などをご覧の場合、「楽譜集の出版社」と「楽曲を管理している音楽出版者」は異なることが多いです。まず「楽曲を管理している音楽出版者」に問い合わせをしてください。「楽譜集の出版社」（発売元、販売元）には問い合わせないように注意してください。**

■ヤマハ関連出版物について

ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス、ヤマハ音楽振興会から発行されているエレクトーン用の楽譜、（エレクトーン曲集、月刊エレクトーン、ぷりんと楽譜、STAGEA の達人、HitExpress、HitExpress2、エレクトーンコレクション、エレクトーン楽譜復刻コレクション）、ヤマハミュージックスクールのテキストならびに「ればナビ」の譜面を、譜面どおりに使用する場合はお問い合わせ不要です。出場申込書の編曲者欄には、楽譜に記載されている編曲者名（「エレクトーン編曲」、「エレクトーン・スコア」「エレクトーンアレンジ」として記載されている名前）を記入してください。

※譜面どおりに演奏しない場合は、その曲の著作権を管理する音楽出版者（楽譜集の発売元、販売元とは限りません）へお問い合せのうえ、編曲許諾の確認が必要です。

〈ご注意事項〉

① 出版物の楽譜をもとに、楽譜の一部を使用あるいは編曲される場合には、以下のふたつの手続きが必要です。

※手続きの順番（1）⇒（2）

（1）【原曲】を使用することに対する「編曲許諾申請手続き」（前頁「申請先の調べ方は？」参照）

（2）【出版物の楽譜&レジスト】を基に編曲することに対する「編曲許諾申請手続き」（次頁 各「お問い合わせ先」参照）

上記にて全て許諾された場合の編曲者名表記は、楽譜に記載されている編曲者名（「エレクトーン編曲」「エレクトーン・スコア」「エレクトーンアレンジ」として記載されている名前）と、新たに編曲を加えた方の連名にしてください。

② 下記の楽曲は、出版物およびぷりんと楽譜どおりに演奏してください。編曲を加えることができません。

「吹奏楽のための『風之舞』」

『STAGEA・EL ポピュラー・シリーズ 5～3 級 Vol.33 吹奏楽作品集～オーケストラ・アレンジ～』収録

曲集注文番号 GTE01102841【改訂版（全4曲収録）】／GTE01095601／GTE01083902／TEL01090745／TEL01087256）

『STAGEA・エレクトーン&エレクトーン Vol.13 中級～上級 吹奏楽作品集』収録

（曲集注文番号 GTE01102140／GTE01095718／TEL01093343）

③ 一部のゲーム音楽などで譜面通りの演奏であっても YEF で演奏できない楽曲がありますので、楽曲を管理している音楽出版者にお問い合わせください。

※有料イベントなど、内容によって演奏できない楽曲がございます。

④ エントリー曲として使用するレジストレーションデータは、「“XG サポート演奏のついてない” レジストデータ」をご利用いただくことが基本となります。YEF 各大会の応募規定を確認のうえ利用してください。

〈お問い合わせ先〉

- 「エレクトーン曲集」「月刊エレクトーン」「ぷりんと楽譜」「STAGEAの達人」「HitExpress」「HitExpress2」「エレクトーンコレクション」「エレクトーン楽譜復刻コレクション」の譜面について
※前頁①の(1)の許諾をご確認の上、お問い合わせください。

株式会社ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス ミュージックメディア部

お問い合わせフォーム URL: <http://ymh.jp/el-inq>

必ず《お問い合わせ種別》欄の「著作権・編曲許諾」をお選びください。

※~@inquiry.ymh.jp のアドレスが受信できるように設定をお願いいたします。



- 「ヤマハ音楽振興会」管理楽曲の編曲について

(1)原曲のメロディーを改変しない。

(2)原曲の構成を変えない

(イベントの演奏規定時間に合わせた繰り返しの増減、短縮は問題ありません)。

(3)原曲のイメージを覆すような編曲はしない。

3つ全てにあてはまる場合は、編曲をして演奏していただいて問題ありません。

1つでもあてはまらないものがある場合や、ご不明な点につきましては下記までお問合せください。

株式会社ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス 音楽出版部 お問い合わせフォーム

https://www.yamaha-meh.co.jp/business/tune/user_guide.html?id=content-08

※~@inquiry.ymh.jp のアドレスが受信できるように設定をお願いいたします。

- 「ぷりんと楽譜ヤマハミュージックスクール教材」「ヤマハミュージックスクールテキスト」の譜面について

※「ぷりんと楽譜ヤマハミュージックスクール教材」でPD曲からのリアレンジの場合は、演奏いただいて問題ありません。

※「テキスト」収録曲で編曲者名が表記されていない場合、編曲者名は「ヤマハ」としてください。

ヤマハ音楽振興会 事業開発本部 指導部 指導企画グループ

TEL 03-5773-0892

月曜～金曜 10:00～12:00/13:00～17:00 (指定休日/祝日をのぞく)

- 「jet テキスト」の譜面について

株式会社ヤマハミュージックジャパン

鍵盤事業戦略部 EL事業企画課 jet本部

TEL 050-3147-9423

月曜～金曜 10:00～12:00/13:00～17:00 (指定休日/祝日をのぞく)